

(1) 別紙様式5

介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

徳島県知事 殿

① 算定する加算区分 (該当に○)	介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="radio"/> I <input type="radio"/> II <input type="radio"/> III <input type="radio"/> IV <input type="radio"/> V)
② 賃金改善実施期間 (※内訳書の期間と合致)	令和元年7月 ~ 令和2年6月
③ 令和 元 年度分介護職員処遇改善加算総額	15,184,240 円
★賃金改善所要額(i - ii) ※③<④★であること!	15,320,175 円
④ i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額 (賃金改善による増加分の法定福利費を含むことができる)	104,905,440 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金総額	89,585,265 円
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合(30年度の加算届出書で、⑤⑥に記入した事業所のみ記載)	
⑤ 令和 元 年度分介護職員処遇改善加算総額(現行の加算Iと加算IIの差額)	4,106,612 円
★賃金改善所要額(iii - iv) ※⑤<⑥★であること!	4,242,547 円
⑥ iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(※④iと同額)	104,905,440 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金総額(H29年度以前の加算区分Iは対象外)	100,662,893 円

⑦ ②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	令和元年度においては、令和元年7月～令和元年12月までは、前年度改善のとおりで、令和2年1月より、常勤職員については、基本給及び職能給を月平均1,692円(39名平均)増額。パート職員については、精勤手当として、月額平均750円(12名平均)増額した。また、7月、12月に賞与を支給。処遇改善加算分として、7月については、常勤職員39名支給額3,758,800円、パート職員9名支給額120,000円支給(法定福利費574,963円)12月については、常勤職員39名支給額3,943,100円、パート職員13名支給額150,000円支給。(法定福利費当604,312円)以上により介護職員月額34,489円増額となる。
⑧ 介護職員常勤換算数 (②の期間の総数)	444.2 人
(2)介護職員一人当たり賃金改善月額(以下a又はbのいずれか)	
⑨ a【③④で計算の場合】介護職員一人当たり賃金改善月額 (④★÷⑧)	34,489 円
b【⑤⑥で計算の場合】介護職員一人当たり賃金改善月額 (⑥★÷⑧)	9,550 円
⑩ 介護職員に支給した賃金額 (②の期間の総額) (※加算による賃金増加分を含んだ賃金総額にすること。ただし④iとは異なり、賃金改善による増加分の法定福利費は含めてはいけない)	103,726,165 円
⑪ 介護職員一人当たり賃金月額 (⑩÷⑧)	233,512 円

<注意事項(必読)>

- ※ 計画において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算Iの上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。
- ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(別添積算資料有り。任意の様式でも可。)
- ※ ⑩については、賃金改善分を含めた賃金額とすること。すなわち、⑩の金額は、④i)から「賃金改善に伴い増加した法定福利費」を引いた額と同じになる。増加分の法定福利費を算入していない場合は、④i)と⑩は同額となる。
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ ③と④又は⑤と⑥をを比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと(そうでなければ、加算受給の要件を満たしていない)。
- ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年 7 月 20 日

(法人名) 有限会社 おりの

(代表者職種・氏名) 代表取締役 折野 由美子

印